

岐阜県伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、県内モノづくり産業の生産性向上及び競争力強化を図るため、大学、工業高等専門学校等の教育機関、独立行政法人又は公設試験研究機関等（以下「大学・研究機関等」という。）と共同で研究開発等を行うオープンイノベーションに取り組む県内中小企業者等が実施する大学・研究機関等が開発した技術（以下「技術シーズ」という。）又は企業が有する特許等のうち他社にライセンス契約などの形で開放する意思のある特許等（以下「開放特許等」という。）を活用した生産工程の自動化・高度化、新製品開発等に要する経費に対し、予算の範囲内で、伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内の中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体のうち、県内に本社又は事業所を有し、かつ、県内に生産又はサービスの主要な拠点を有するものをいう。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める団体

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助事業区分等)

第4条 補助事業区分、補助限度額、補助金の額及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(補助対象経費の総額の20%を超えない配分の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業の内容の変更(補助対象経費の総額の20%を超えない減額並びに補助金の交付の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書(別記第2号様式)
 - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第3号様式)
 - (3) 前項第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の知事が定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第5号様式による事業遂行報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第10条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付の決定をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(事業実施後状況等報告)

第12条 別表中補助事業区分（2）実装ステージの事業を実施する場合においては、補助事業者は、補助事業の実施後の状況等について、補助事業の完了の日の属する年度の翌々年度の9月30日までに、別記第8号様式により知事に報告しなければならない。

(成果の発表)

第13条 知事は、補助事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあつては、当該期間の末日の属する年度の末日まで)とする。

(書類の提出部数)

第16条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条、第12条関係）

補助事業区分	補助限度額	補助金の額	補助対象経費	
			経費区分	内訳
（1）試作ステージ 技術シーズ・開放特許等 の実用性を検証するための 試作開発事業	100万円	補助対象経費 の1／2以内 の額（当該額 に1,000 円未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額）	機械装置費	機械装置等（補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェアをいう。以下同じ。）の購入、製作、借用及び改良に要する経費その他知事が適当と認める経費
			設備等開発費	機械装置等の開発や試作品開発に必要な消耗品等の経費、機械装置等の設計及び開発に係る外注費、産業財産の譲渡又は実施許諾（ライセンス料を含む。）を受けた場合の経費、大学等への研究委託費その他知事が適当と認める経費
（2）実装ステージ 技術シーズ・開放特許等 を企業現場へ実装するた めの設備導入や周辺技術 開発等を行う事業	1,000万円		評価検査費	事業遂行のために専門家に支払われる経費（謝金、旅費等）、試作品等を評価するために必要な検査経費（外注費、検査等に必要となる消耗品等の経費）その他知事が適当と認める経費

（注）公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）その他知事が別に定める経費は、補助対象外とする。

別記

第1号様式（第5条関係）

（日本産業規格A4版）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業区分（どちらかにチェックすること。）

試作ステージ 実装ステージ

2 事業名

3 補助事業の目的及び内容

別紙 事業実施計画書のとおり

4 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 金 円

(2) 補助対象経費 金 円

(3) 補助金交付申請額 金 円

（注）補助金交付申請額は千円未満を切り捨てた額を記入すること。

《添付書類》

- ・ 事業実施計画書

第2号様式（第6条関係）

（日本産業規格A4版）
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業の
経費の配分を、下記のとおり変更したいので承認を申請します。

記

1 変更する事業名

2 変更の理由

第3号様式（第6条関係）

（日本産業規格A4版）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

1 変更する事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

別紙 事業実施計画書のとおり

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名
事務担当者及び連絡先

年度伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金事業遂行報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業名	
2 着手年月日	年 月 日
3 交付決定額	円
4 進捗状況	(事業計画と比較して具体的に記入すること。)
5 今後の見通し	

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る事業を 年 月 日付けで完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により次の書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付の対象となった事業名

2 補助事業に要した経費及び補助金の額

(1) 補助事業に要した経費	金	円
(2) 補助対象経費	金	円
(3) 補助金の額	金	円

《添付書類》

- ・ 事業実績報告書

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

発行責任者
担 当 者
連絡先（電話番号）

年度伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記金額を交付請求します。

記

1 交付請求する事業名

2 補助金請求額 金 円也
内訳 交付決定額 円
確定額 円
請求額 円

3 振込先

金融機関名	銀行（金庫）	支店
口座名義（フリガナ）		
預金の種別	普通 ・ 当座	
口座番号		

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金
事業実施後状況等報告書（ 年度補助事業）

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る事業に関し、 年度の事業実施後の状況について、伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の成果及び効果の内容

事業 成果	
事業 効果	

- 3 事業収支（全体の実績を記載すること。）

	交付決定前年度 ^{※2} （年 月期）	交付決定年度 ^{※2} （年 月期）	交付決定次年度 ^{※2} （年 月期）
① 売上高			
② 営業利益			
③ 減価償却費			
④ 設備投資費 ^{※1}			

（※1）取得等をした設備の取得価額の合計額を記入すること。

（※2）「交付決定前年度」、「交付決定年度」、「交付決定次年度」には、それぞれ、補助金の交付決定を受けた日の属する会計期間の1期前の会計期間、当該会計期間、1期後の会計期間を記入すること。